

[検討事項] □議会予算の確保**1. 考え方について**

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、議会基本条例の規定を実行するにあたり、必要な予算の確保に努めるものとする。

※補足

○この項目は、議会基本条例に規定する取り組みを実施するにあたり、その実施に必要な経費、例えば議会広報の充実や専門的知見の活用、議員研修会開催の経費や議会図書室の充実などの経費も確保するなど、議会としての活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表し、予算要求段階で十分な調整を行うという趣旨である。

○予算の提案及び執行は、市長の権限であるが、この項目では、議会活動に必要な予算を確保し、議会の機能を高めようとする議会の姿勢を表すため、主語を「議会」としている。

3. 参考条文、参考事例等**○富士市 第 20 条 (予算の確保)**

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めます。

○上越市 第 25 条 (予算の確保)

1 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

○所沢市 第 19 条 (予算の確保)

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。